

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	合計所得金額48万円以下	合計所得金額38万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	合計所得金額48万円超133万円以下	合計所得金額38万円超123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額75万円以下	合計所得金額65万円以下
非課税措置 (障害者・未成年・寡婦又はひとり親)の合計所得金額要件	合計所得金額135万円以下	合計所得金額125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合…合計所得金額が28万円+10万円以下	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合 …合計所得金額が28万円以下
	同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合…合計所得金額が28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+168,000円+10万円以下	同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 …合計所得金額が28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+168,000円以下
所得割の非課税限度額の総所得金額等	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合…総所得金額等が35万円+10万円以下	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合 …総所得金額等が35万円以下
	同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合…総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+32万円+10万円以下	同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 …総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+32万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額等要件	総所得金額等48万円以下	総所得金額等38万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円